

高等学校等就学支援金

収入状況届等に係る手続について

高等学校等就学支援金制度は、御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。算定基準額が30万4,200円未満の世帯の方は、高等学校等就学支援金の申請・認定を経て、国から交付される就学支援金を学校設置者（京都府・京都市）が、授業料に充てるため、授業料の納入は必要ありません。

算定基準額：市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除額
（政令指定都市の場合、調整控除額に3/4を乗じて計算）

※親権者（父・母など）の算定基準額の合算が、

30万4,200円以上・・・授業料納入が必要となります。

30万4,200円未満・・・就学支援金受給対象となり、授業料の納入は不要となります。

令和2年7月分から令和3年6月分の就学支援金受給資格審査のため、全ての世帯の方から申請書・届出書等の書類を提出いただき、所得の状況等について審査を行います。申請書・届出書等の書類の提出がない場合は、授業料の納入が必要となりますので、書類提出が遅れないようお願いします。

(参考) 授業料額	課程	京都府立高校	京都市立高校
	全日制	月額9,900円	月割額9,900円
	定時制	月額1,250円 (16単位以上の場合)	月割額1,250円 (全単位の場合)
	通信制	年額 175円 (1単位あたり)	—

【提出期限】 各学校で指定する日
【提出先・問い合わせ先】 在学する高等学校

京 都 府 教 育 委 員 会
京 都 市 教 育 委 員 会

1 支給の対象

高等学校等就学支援金は、保護者の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から市町村民税の調整控除額を控除した額（これを算定基準額といいます。）（※政令指定都市の場合は調整控除額に3/4を乗じて計算）が30万4,200円未満の世帯の方に支給されます。学校設置者（京都府・京都市）が生徒本人に代わって受け取り授業料に充てますので、生徒・保護者が直接受け取るものではありません。

※令和2年7月以降の申請から、判定方法が変更となりました。令和2年6月分までは、保護者の市町村民税所得割と道府県民税所得割の合計が50万7,000円未満の世帯が対象でした。

2 提出書類

◆令和2年7月からの変更点

所得要件を確認する添付書類として、保護者等のマイナンバー関係書類を提出いただくことができます。（ご提出いただいたマイナンバー情報により、保護者等の住民税の課税状況を京都府が確認し、就学支援金の判定を行います。）また、過去の申請でマイナンバー関係書類を既に提出済の場合、所得要件を確認する添付書類の提出は不要です。

ただし、生活保護受給の方や所得の未申告の方については、マイナンバー情報による市町村民税の課税状況が把握できませんので、従来どおり、生活保護受給証明書又は課税（非課税）証明書の提出が必要となります。

次の(1)から(3)のうち該当する必要書類を提出してください。

※次の(1)又は(2)に該当する方は、□受給資格認定申請書・□収入状況届出書のいずれかにチェックを、
(3)に該当する方は□「高等学校等就学支援金を申請しません」にチェックを入れて提出してください。

※マイナンバー関係書類を郵送で学校に送付される場合は、ご負担をお掛けしますが「書留郵便」扱いをお願いします。

(1) 初めて就学支援金を申請する方（以前、申請をしたが不認定となった方を含みます。）

- ①「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」・・・記入例参照
- ②「保護者等のマイナンバー関係書類」（提出できない場合、課税の証明書等）

なお、マイナンバー関係書類を提出いただいた方は、今後毎年7月の所得の確認手続きは不要になります。

(2) すでに、就学支援金の認定を受けている方

- ①「高等学校等就学支援金収入状況届出書」・・・記入例参照
- ②「保護者等のマイナンバー関係書類」（提出できない場合、課税の証明書等）※ただし、過去の申請で「保護者等のマイナンバー関係書類」を提出している場合、今回提出の必要はありません。

(3) 就学支援金の申請をしない方

- ①「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」・・・記入例参照
※算定基準額が30万4,200円以上であることを確認した上で、「高等学校等就学支援金を申請しません。」にチェックしてください。

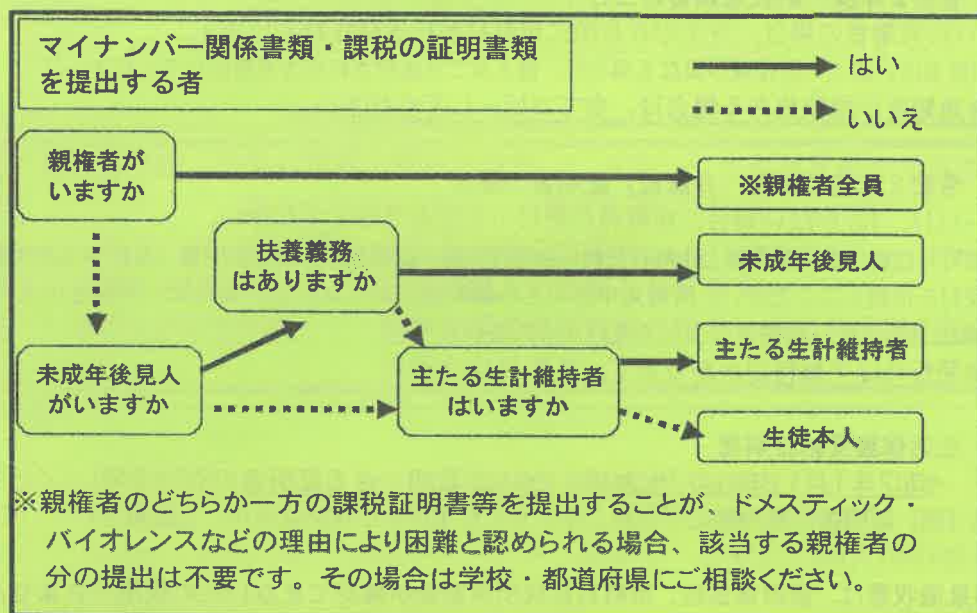
▼別途、授業料の納入が必要となります。各学校から別にご案内します。

3 マイナンバー関係書類・課税証明書等について

原則、親権者（父・母）2名分のマイナンバー関係書類又は課税の証明書を提出していただきます（親権者が1名のみ場合は、1名分の証明書を提出）。

親権者がいない場合は、以下のフロー図に従ってマイナンバー関係書類又は課税証明書等を提出してください。

ただし、親権者のどちらかが一方が控除対象配偶者（同一生計配偶者）で、かつ給与収入が100万円以下の場合は、配偶者の課税の証明書（証明書に控除対象配偶者（同一生計配偶者）有の記載が必要）は省略できます。（マイナンバー関係書類を提出する場合、親権者2名分が必要です。）



4 マイナンバー関係書類を提出する場合

次の(1)から(3)のいずれかを別添の「個人番号カード(写)等貼付台紙」に貼り付け、個人番号・氏名・生年月日を記入し、角6サイズの封筒(②)に入れてのり付けで封をし、「高等学校等就学支援金収入状況届出書」等と一緒にA4サイズの封筒(①)に同封して提出してください。ただし、(2)は使用できない場合があります。

なお、過去の申請でマイナンバー関係書類を提出済の場合、今回の申請では省略することができます。

(1) マイナンバー(個人番号)カードのコピー

(2) マイナンバー(個人番号)通知カードのコピーと本人確認書類(運転免許証のコピー等) ...学校へ持参提出の場合は、本人確認書類は不要です。

※通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

(3) 住民票（個人番号記載のもの）原本と本人確認書類（運転免許証のコピー等）

...学校へ持参提出の場合は、本人確認書類は不要です。

5 課税の証明書類を提出する場合

次の(1)から(4)のいずれかを「高等学校等就学支援金収入状況届出書」と一緒にA4サイズの封筒(①)に直接同封して提出してください。角6サイズの封筒(②)の提出は不要です。

(1) 令和2年度の特別徴収税額の決定・変更通知書のコピー

…給与所得者の場合、今年の6月頃に勤務先から配布されています。

※記載事項全てをコピーしてください。

(2) 令和2年度の納税通知書のコピー

…自営業者の場合、今年の6月頃に市町村から送付されています。

(営業所と個人の居住地が異なる場合は、個人あてに送付された方を提出してください。)

※通知書が複数枚ある場合は、全てコピーしてください。

(3) 令和2年度の課税(非課税)証明書の原本

…(1)、(2)がない場合、市町村の窓口で交付を受けてください。

市町村民税の課税標準額と市町村民税の調整控除額の記載がある課税証明書(全部事項証明書)の交付を依頼してください。所得未申告のため証明書が発行されない場合は、所得を申告の上、課税(非課税)証明書の交付を受けてください。

※発行には手数料がかかります。

(4) 生活保護受給証明書

…令和2年1月1日現在の「生活扶助」の受給が証明できる証明書の発行を依頼してください。

(例) 証明書の備考欄に「令和2年1月1日現在生活扶助受給中」と記載されている。

源泉徴収票は、道府県民税、市町村民税所得割額が確認できないため使用できません。

6 その他必要な書類

親権者以外の主たる生計維持者の証明書を提出する場合は、その者が生徒の生計を維持していることが分かる書類(健康保険証の写し等)を添付してください。

注意事項

- ・消せるボールペンは使用しないでください。
- ・修正ペン、修正テープは使用しないでください。
- ・記入間違いのあった場合は、二重線で削除し、訂正してください(訂正印は不要です。)